

国際ボランティア貯金の寄附金配分の認可申請の概要 及び審査結果

1 申請の概要

平成 25 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。

2 認可申請の概要

（１）配分団体及び配分額（別紙 1）

認可申請された平成 25 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び配分額の概要は、以下のとおり。

項 目	概 要
① 配分団体数及び配分事業数	3 団体（3 事業） （参考）申請団体数 14 団体（14 事業）
② 配分額	587 万円 （参考）配分原資 587 万円
③ 配分内訳等	ア 配分地域 アジア 2 か国、中東 1 地域 イ 1 団体当たりの配分額 平均配分額 195 万円 最高配分額 217 万円 最低配分額 157 万円

（金額は、1 万円未満切り捨て）

（２）配分団体が守らなければならない事項（別紙 2）

配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が定められている。

3 審査結果

認可申請された平成 25 年度国際ボランティア貯金の寄附金配分については、その内容が適当であると認められることから、認可することとする。

配分団体及び配分額

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都文京区音羽1-10-4 池田ビル3階)	2,134,162 円	就学前教育の充実のための保育者研修及び教材配布 (カンボジア・ウドミエンチェイ州、他23州)
特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会 (東京都新宿区西早稲田2-3-1 早稲田奉仕園内)	1,572,000	障害者のリハビリ支援及び障害者家族グループの結成・育成 (バングラデシュ・ノルシンディ県ノルシンディ中央郡、ライプーラ郡)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都台東区上野5-3-4 クリエイティブOne秋葉原ビル6階)	2,173,000	子どもの栄養改善・貧血予防指導 (パレスチナ・ガザ地区ジャバリヤ市)

計3事業 5,879,162 円

「配分団体が守らなければならない事項」の概要

【定められている事項の主な内容】

1 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

2 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。

3 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
- ・ 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。

4 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。

5 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

6 その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。